

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称	第2回 豊島区景観審議部会	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成28年9月8日（木） 午後2時00分～4時00分	
開催場所	604会議室（本庁舎6階）	
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 景観重要建造物等の指定について (2) 景観形成ガイドラインの策定について (3) その他 3. 閉会	
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・杉山 朗子 （株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也 （株式会社デザインステージ代表取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者	0名	

審議経過

1 開会

2 議事

(1) 景観重要建造物等の指定について

(都市計画課職員)

資料1-1、1-2、1-3の説明

(部会長)

- ・景観形成特別地区の候補地である雑司が谷地区を景観形成特別地区に指定することを視野に入れて、第一段階の土壌づくりとしてワークショップ等を行いながら、景観重要建造物等として区では、雑司が谷旧宣教師館、鬼子母神の大イチョウ、鬼子母神参道ケヤキ並木の3つを指定したいと考えている。

(委員)

- ・景観重要建造物等から文化財は除かれるのか。
- ・鬼子母神堂の境内などには触れられていないが、その辺りはどう考えているのか。

(都市計画課職員)

- ・国指定の重要文化財は除く。
- ・鬼子母神堂が7月に国の重要文化財に指定されたため、除いている。

(委員)

- ・重要文化財に指定されているのは鬼子母神堂の建物だけなので、境内として指定することは可能ではないか。

(委員)

- ・ケヤキ並木を指定した場合には、植物としてのケヤキのみが指定されるのか、それとも参道の石畳などを含めた道路空間として指定されるのか。

(都市計画課職員)

- ・ケヤキ並木を含めた道路を公共施設として指定することを考えている。

(都市計画課課長)

- ・管理上の問題から舗装を石畳のみとする等の規制を設けることは難しいと考えている。

(部会長)

- ・今の「鬼子母神参道ケヤキ並木」だと木だけが大事なように見えてしまうので、正しく理解してもらうには「鬼子母神参道とケヤキ並木」とした方が良いと思う。
- ・保存会で使用している名称である「大門ケヤキ並木」を使わないのはどうしてか。

(都市計画課職員)

- ・今回、従来から使用されている「大門ケヤキ並木」の範囲外を含めた、鬼子母神の入り口

までを景観重要公共施設に指定したいと考えているため、「大門ケヤキ並木」の名称を使用するのに調整が必要となる。

(委員)

- ・先ほどの委員の意見のように、境内全体を指定することも考えられるのではないかと。

(委員)

- ・境内とした方が良いと思うが、景観法では、建造物、樹木、公共施設しか含まれていないため難しいかもしれない。

(委員)

- ・景観重要建造物等に指定された場合、規制等が厳しくなるのか。
- ・大門ケヤキ並木自体は区の保存樹木に指定されているのか。

(都市計画課職員)

- ・景観重要建造物・樹木に指定されると、外観が変わるような修繕等の際届出が必要になる。
- ・境内の樹木は樹林として豊島区の保存樹木に指定されている。

(委員)

- ・エリアを区切るのが難しいため、明確に区切れる道路等を指定しているのか。

(都市計画課職員)

- ・そのように考えている。まず、第一弾の景観重要建造物等の指定は東京都の文化財に指定されているものかと考えており、その後、順次広げていく予定である。

(委員)

- ・宣教師館は建物単体のみを指定することを考えているのか。

(都市計画課職員)

- ・宣教師館は景観法の中で、敷地と一体的に指定するとしている。

(部会長)

- ・委員の方々は同様に、建物等の要素単体ではなく、その周辺とも関連付けて、点ではなく線や面で考えていくことが必要だと述べている。

(委員)

- ・景観重要建造物等が指定されることにより、周辺の建築物のコントロールも可能になる。

(都市計画課職員)

- ・そういったことも狙いにしていく。

(委員)

- ・地域の人々が自ら景観を考えていくための組織が、景観法で位置づけられていたと思うので、そのような組織を育成していくことも考えてみてはどうか。

(都市計画課職員)

- ・既存の団体がどの程度あるのかも踏まえて検討する。例えば、未来遺産は人々の活動そのものを評価するものなので、それと似たような形で指定できるかもしれない。

(部会長)

- ・モノだけでなく、人も育っていくような形を考えたい。担い手も含めて育っていくよう考えられると良い。

(委員)

- ・第2段階では、地域ルールづくりを行うと説明していたが、例えば大門ケヤキ並木保存会の方々などを中心にルール化を検討してもらおうとの考えで良いのか。

(都市計画課職員)

- ・関連するまちづくり団体の方に積極的に参加いただき、基準を検討してもらいたいと考えている。

(部会長)

- ・自らの活動が評価されたため、景観形成特別地区に指定されたと感じてもらえると良いと思う。
- ・まちづくり活動が活発であるなど、ポテンシャルが評価されると良いと思う。
- ・鬼子母神の大イチョウは、なぜ「子授け公孫樹」が「子育てイチョウ」と呼ばれるようになったのか。

(都市計画課職員)

- ・そのイチョウの木に抱きつく子供が授かるという言い伝えが、鬼子母神堂の謂れとあわさって変化していった。

(部会長)

- ・例えば「鬼子母神の子育てイチョウ」のように、固有名詞にした方がより個性があって良いと思う

(委員)

- ・雑司が谷地域は、駅に近いエリアと崖の下のエリアで街区が大きく違っているので、鬼子母神と雑司が谷を1つの範囲にまとめるのではなく、2つくらいに分けても良いのではないか。

(都市計画課職員)

- ・木造密集市街地の関係で旧高田小学校周辺では、地区計画を視野に入れてまちづくりを進めているため、その動向も踏まえて検討したいと考えている。

(委員)

- ・地域のまちづくり団体や法明寺や東京音楽大学などの法人等への呼びかけによって、雑司が谷のエリア全体で着々と景観まちづくりが進んでいくような、数年後を見据えたストーリーは描けているのか。今後の展開などもストーリーとしてアピールできると良いと思う。

(都市計画課課長)

- ・雑司が谷ならできると考えている。

(部会長)

- ・あと2つくらい、景観重要建造物等が指定できると良い。雑司が谷霊園や坂などは指定で

きるのか。

(都市計画課職員)

- ・雑司が谷霊園については、みどりに重点をおいた書き方をすると、霊園はみどりの拠点ではなく静謐な場所であるという東京都からの意見も過去にあった。
- ・今回は、雑司が谷地域で、東京都の文化財として既に指定されている3つの指定を考慮しており、今後の展開によって広げていきたいと考えているが、他の地域との関連もあるため、様子を見ながら進めたい。
- ・雑司が谷まち歩き学校のイベント等の、指定までの経緯も重要だと考えているので、そういった活動を取り入れながら、随時指定を考えていきたい。

(委員)

- ・他の地域でいえば、巢鴨の地藏通りなどは、魅力的な商店街だが、景観で何かを指定するのは難しいかもしれない。
- ・商店街に指定はかけられるのか。

(委員)

- ・商店街を景観地区に指定することによって、軒の高さ等指定もできるようになる。

(部会長)

- ・沼津の商店街では美観地区をかけたため、建物の更新ができなくなり老朽化が進んでしまった。商店街に景観地区をかける際には、更新が難しくなることを考慮しなければいけない。

(都市計画課職員)

- ・順次、各地域ごとに何が景観重要建造物に指定できるか考えていく。

(委員)

- ・次段階のルールづくりでは、地域の方々のこのようなルールがほしいなどの提案を出してもらえると良いと思う。

(都市計画課職員)

- ・そのようなワークショップを考えたい。

(部会長)

- ・地区指定に至るまでに、地元発意のものができると良いと思う。

(都市計画課職員)

- ・来年度のワークショップのあり方についてはまたご相談させていただく。
- ・今回は、景観重要建造物等の3つの指定についてのご意見をお聞きしたい。

(部会長)

- ・この3つを景観重要建造物等へ指定するという事によろしいか。
- ・問題ないようなので、議事2に移る。

(2) 景観ガイドラインの策定について

(都市計画課職員)

資料 2-1、2-2 の説明

(部会長)

- ・景観形成ガイドラインの全体の構成、第2章の景観形成基準についてご意見をいただきたい。

(委員)

- ・過去のアドバイザー会議での発言をまとめてほしい。例えば、P12の5-①のイラストは通りからバルコニーの中や室内が見えすぎるので、変更するように指摘することが多い。また、P10のイラストは、道路境界から下げて植栽を配置するように意見することもある。今後のアドバイザー会議でも同様のことを指摘すると思うので、過去の指摘事項は踏まえた内容にしてほしい。
- ・解説のイラストは、場合によっては、良い事例の写真を使っても良いと思う。P13の駐車場の緑化などは、実際に行っている事例がたくさんあると思う。
- ・P13では、ブロック塀を生垣にすることを勧めているが、場合によっては生垣も死角をつくってしまい良くないことがある。
- ・景観形成特別地区の順番は変えられないのか。

(都市計画課職員)

- ・景観形成特別地区については景観計画策定時にもそういった意見があったが、今後も追加されていくことも考えて、地区が指定された順番で並べている。

(委員)

- ・雑司が谷で地域の方々の意見を取り入れるとの話があったので、ガイドライン内でもその仕組みについて説明があるといいと思う。

(都市計画課職員)

- ・地域の方々との共同参画については、景観計画内に示してある。

(委員)

- ・P3の景観計画区域の区分図のブルーとピンクは色覚障害の方では、識別できないため、色調を変えた方がいい。また、赤い字は黒色に見えてしまうので、もう少し黄赤にした方がいい。
- ・P7、8の白抜き文字は見えにくい。色覚障害の方の目線からもデザインをもう少し工夫したほうが良い。
- ・P59のポイントについて、ボーダー模様のことをモチーフと呼ぶのは一般的ではないと思う。
- ・P61のポイントについて、良い例の屋根色はN5くらいのもう一段階明るいグレーが良いと思う。

- ・P65のポイントについて、外装材とは何のことを指しているのか。ルーバーの色という意味か。

(事務局)

- ・外壁の外側をメッシュで覆っているような建物の場合、外壁面の色と限定してしまうと問題があるためこのように表現している。

(委員)

- ・外装材では意味が伝わらないので、違った表現が必要である。

(部会長)

- ・ルーバーやスクリーンなどの付属物になると思う。

(都市計画課課長)

- ・外装材については、適した表現に変更する。

(委員)

- ・街路灯に関する記載があまりないが、街路灯のデザインはまちの賑わいに影響を与えるので、「パーツのデザインを考えましょう」等の内容を入れることをできないか。

(委員)

- ・P28のイラストにある街路灯はそれぞれ自分の敷地内に立てるタイプのものだと思うが、本来は公共の街路灯があるので、こんなにたくさん立てる必要はない。もう少しデザイン性のある建築照明にしてはどうか。

(部会長)

- ・P10の2-①について、ポイントと取組み例の「壁面位置・隣棟間隔を周辺と調和させる」の意味が伝わらない。
- ・P10の3-①について、イラストは隣地にある景観資源への見通しを良くするために、建物の形状を工夫させているが、実際にこのようなことを指導できるのか。

(都市計画課課長)

- ・3-②については、隣棟間隔が極端に狭いものはやめましょうという意味で書いている。
- ・3-①については、敷地内の景観資源に対して配慮するイラストに修正する。

(委員)

- ・P12の4-②について、「曲線部にアイストップとなる形態や意匠を取り入れる」とはどのような意味なのか。

(都市計画課職員)

- ・曲線部のアイストップとなる場所では、壁面の形態や意匠を工夫してほしいことを示している。

(部会長)

- ・曲線部は除いて、アイストップとなる場所の形態・意匠に配慮するなどの書き方が良いと思う。
- ・P16のイラストで軒高を調和させるとあるが、4階と3階の高さが同じに見える。

(事務局)

- ・3階建等に限定せず、通りとして、おおむね高さを調和させることをイメージしている。

(委員)

- ・手前に4階建を配置した方が良いと思う。

(部会長)

- ・色んな区のガイドラインを参考にしているのだと思うが、良いお手本を見つけた方が良いと思う。
- ・現時点で、これが良いと思うガイドラインはあるのか。

(事務局)

- ・大田区、文京区等、基準のポイントの書き方やイラストの良い点を参考にしている。

(部会長)

- ・景観計画の策定自体が遅い分、色々な事例を参考にしていいいものをつくる必要がある。

(都市計画課課長)

- ・表現を工夫する。
- ・先ほど、写真を使用してはとの意見もあったが、宅地の写真は居住者の許可が必要になるため検討が必要である。

(委員)

- ・良い例として、区の施設の写真を使用してはどうか。

(部会長)

- ・ガイドラインの策定のスケジュールはどうなっているのか。完成まで、まだ余裕があるのか。

(都市計画課職員)

- ・今年度中に完成となる。1月中旬が最後の部会となる予定である。
- ・次回の部会までに見直せるところは修正する。

(部会長)

- ・ポイントと取組み例については、赤入れをすればいいが、イラストについては良いお手本を見つけてもらう必要がある。

(委員)

- ・P51、53のイラストにあるタワーパーキングなどは、4層に描いてしまってもいいのか。
- ・2層程度で、地下に入れてもらう方が良いと思う。また、緑で修景するよりも、本来であれば建築の中に入れてほしいものである。

(部会長)

- ・イラストに4層を描いてしまうと、4層の立体駐車場などをやめてもらうことができなくなる。

(杉本委員)

- ・駐輪場の前に植栽をおいてもらうなども重要なので、駐車場だけでなく駐輪場についても

書かれると良いと思う。

(事務局)

- ・敷地内の駐輪場は、公開空地として記載している。工作物は、単体として申請されるようなものを想定して書いている。

(委員)

- ・ポイントと取組み例は、もう少し数を書いても良いかもしれない。例えば「室外機をバルコニーの見えない場所に置く。」などは、バルコニーに限らないし、室外機ではなく給湯器やもっと大きな設備もある。仕方なく前面に置く場合にも、木製のルーバーを設置するなどの方法もある。
- ・イラストの表現は、P10のようなポンチ絵になるのか、P9のようなイラストにはできないか。

(事務局)

- ・イラストはP10のポンチ絵のようなタイプの表現としたい。

(都市計画課職員)

- ・いくつかの事例を検討し、過去のアドバイザー会議の指摘内容も踏まえて、内容を見直す。

(委員)

- ・余裕のある敷地でなくても、エントランスにわずかでも緑を配置するなどのことが書かれると良いと思う。

(部会長)

- ・アドバイザーの先生方が指導する、届出が必要となるような敷地条件のものと、届出の対象にならず、自身が学習して努力するような敷地条件のものとで、書き方を変える方法もあるのではないか。
- ・例えば、隣地と相談して何かを試してみるなど、景観まちづくりタイプのものと規制を誘導していくタイプのものがあるかもしれない。

(委員)

- ・ポイントと取組み例とあるが、それぞれどの部分を示しているのか。

(都市計画課職員)

- ・ポイントだけを書いてしまうと、これだけやれば良いとなってしまうと考え、取組み例という形で書いている。
- ・写真も大きく載せてしまうとイメージが強すぎるので、イラストの方が良いと判断した。

(部会長)

- ・次回の部会までに、委員の方々には、基準のポイントと取組み例を見てもらうことを宿題にし、事務局には解説のイラストをブラッシュアップしてもらう。
- ・議事3に移る。

(3) その他

(都市計画課課長)

参考資料の説明

(部会長)

- ・景観審議会にぶら下がった部会であるので、景観審議会〇〇部会とするのがいいと思っている。例えば、豊島区景観審議会景観まちづくり部会とした方がより正確なものになると思う。
- ・そうすることとして、2案のどちらが良いと思うか。

(委員)

- ・施策検討部会も景観まちづくり検討部会も部会の審議内容に即していないと思う。

(部会長)

- ・東京都の場合、景観審議会の下に計画部会、歴史部会があったと思う。
- ・部会の活動のメインはガイドラインの策定であるか。

(都市計画課職員)

- ・ガイドラインの策定と、前回の部会で行ったような事前協議を行っていただく。

(部会長)

- ・景観審議会デザイン検討部会ではどうか。
- ・異論がないようなので、本日の議事は以上とする。

閉会